

平成31年1月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について  
（詳細は次頁以降参照。）

- |  |    |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油ふろがま1件、石油温風暖房機（開放式）1件、<br>石油ストーブ（開放式）1件）  | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちノートパソコン1件）   | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちエアコン（室外機）1件、シュレッダー1件、<br>電気ポンプ（井戸用）1件、電気温水器1件、<br>リチウム電池内蔵充電器1件、眼鏡フレーム1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201800633）

### ①事故事象について

事務所で、株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイト情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償にてバッテリーパックの交換を実施しています。

### ③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

※株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、2011年6月から2014年6月までに製造されたもの。

製造期間：2011年6月から2014年6月まで

対象個数：95,811個

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：48.5%（2018年12月31日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800633）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール事象かどうか不明なもの、並びにリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	1	火災	2013年度	0	—
2017年度	6	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	2	火災	2010年度	—	—
2014年度	0	—			

## <対象製品の外観及び確認方法>

対象のバッテリーパックを搭載したノートパソコンの外観



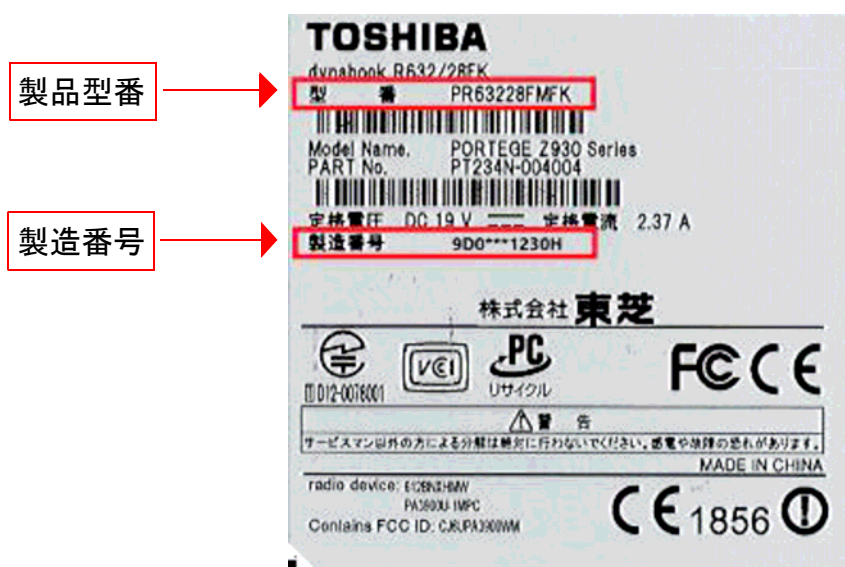
お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品であるか否かの確認は、以下の(ア)及び(イ)について、事業者のウェブサイトにて御確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

・パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

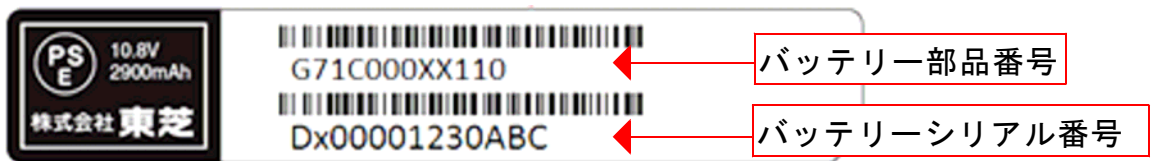
(ラベル位置)



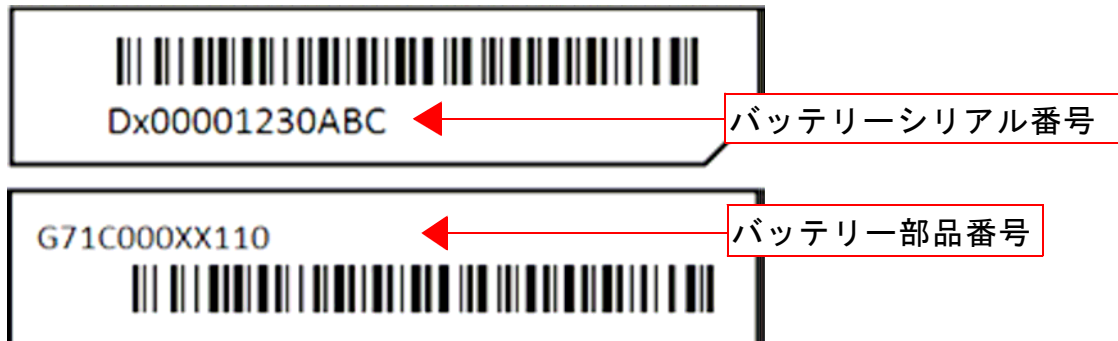
バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

ラベル例:

- 1枚のラベルに記載されている場合



- 2枚のラベルに分けて記載されている場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

dynabookバッテリーパック交換窓口

電話番号：0120-444-842

受付時間：9時～19時(土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。)

ウェブサイト：<http://dynabook.com/pcs/info/20160128.html>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800628	平成31年1月6日	平成31年1月17日	石油ふろがま	CK-5	株式会社長府製作所	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から35年以上経過した製品
A201800634	平成30年12月28日	平成31年1月18日	石油温風暖房機(開放式)	FW-322E	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A201800636	平成30年12月31日	平成31年1月18日	石油ストーブ(開放式)	RS-W290	株式会社トヨミ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800633	平成31年1月10日	平成31年1月17日	ノートパソコン	dynabook R731/B	株式会社東芝(現 Dynabook株式会社)(輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられる。	兵庫県	平成28年1月28日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:48.5%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800629	平成30年12月30日	平成31年1月17日	エアコン(室外機)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品
A201800630	平成30年12月10日	平成31年1月17日	シュレッダー	重傷1名	事務所で当該製品で細断中、左手指が巻き込まれ、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月7日
A201800631	平成31年1月8日	平成31年1月17日	電気ポンプ(井戸用)	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A201800632	平成31年1月3日	平成31年1月17日	電気温水器	火災	寮で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品
A201800635	平成31年1月6日	平成31年1月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201800637	平成30年11月14日	平成31年1月18日	眼鏡フレーム	重傷1名	当該製品を使用していたところ、鼻パッドの接触部分に皮膚炎を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年1月11日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし